

## 第9回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和5年3月23日(木) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番	黒田 暢	委員	2番	大川 里美	委員	3番	志田 敏朗	委員
4番	恩田 明雄	委員	5番	五十嵐 晃樹	委員	6番	齋藤 俊介	委員
7番	石栗 聡	委員	8番	齋藤 学	委員	9番	齋藤 茂	委員
10番	庄司 正廣	委員						

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

なし

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1	報告事項1	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
第2	報告事項2	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3	報告事項3	農地の転用事実に関する照会について
第4	第19号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	第20号議案	農用地利用集積計画の決定について
第6	第21号議案	農業委員会事務局職員の人事案件について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会	事務局長	須藤輝一
	事務局長補佐	渋谷 淳
	主 任	松井亜紀子
	会計年度任用職員	高橋 加奈



( 5 番 五十嵐 晃樹 委員 退席)

( 9 : 3 9 )

事務局からの説明を求めます。

松 井 主 任  
議 長

(説明) <<第20号議案 農用地利用集積計画の決定について>>  
これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。  
お諮りします。本案の番号1について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号1については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

( 9 : 4 2 )

( 5 番 五十嵐 晃樹 委員 着席)

( 9 : 4 2 )

再開します。

( 9 : 4 2 )

議 長

次に、番号2・3について審議します。

事務局からの説明を求めます。

松 井 主 任  
議 長

(説明) <<第20号議案 農用地利用集積計画の決定について>>  
これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。

これから採決します。お諮りします。本案の番号2・3について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号2・3については、原案のとおり可決されました。

次に、利用権の設定にかかる案件について審議します。

番号4については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、6番 齋藤 俊介 委員の退席を求めます。

( 6 番 齋藤 俊介 委員 退席)

( 9 : 4 5 )

事務局からの説明を求めます。

松 井 主 任  
議 長

(説明) <<第20号議案 農用地利用集積計画の決定について>>  
これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。

これから採決します。お諮りします。本案の番号4について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号4については、原案のとおり

可決されました。

暫時休憩します。

(9 : 4 6)

( 6 番 齋藤 俊介 委員 着席)

(9 : 4 7)

再開します。

(9 : 4 7)

議 長 次に番号5から番号15までについて審議します。  
事務局からの説明を求めます。

松 井 主 任 (説明) ≪第20号議案 農用地利用集積計画の決定について≫

議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。  
お諮りします。本案の番号5から番号15までについて原案のとおり決定する  
ことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号5から番号15までについ  
ては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 第21号議案「農業委員会事務局職員の人事案件につい  
て」を提案します。事務局長を除く職員については、退席してください。

(局長を除いて職員退席)

(9 : 5 0)

事務局からの説明を求めます。

須藤事務局長 (説明) ≪第21号議案 農業委員会事務局職員の人事案件について≫

議 長 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求  
めます。

(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、第21号議案については原案のとおり  
可決されました。

暫時休憩します。

(9 : 5 5)

(退席した職員着席)

再開します。

(9 : 5 6)

以上をもちまして、第9回三川町農業委員会総会を閉会します。

(9 : 5 6)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 8 番

議事録署名委員 1 番